

4-3 消防用設備等に係る特例申請について

消防法施行令（昭和36年政令37号。以下「令」という。）第32条の規定により令第3節の消防用設備等の基準適用除外については、消防用設備等に係る特例申請書の事務取扱要綱（令和3年志摩市消防長訓第28号）による。